

次世代モビリティリサイクルシステム利用約款

第1条（総則）

本約款は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき環境大臣より産業廃棄物広域認定を取得した一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下「自再協」という。）が、次世代モビリティの廃棄を希望する者（以下「排出者」という。）からの引取り・リサイクルに関し、排出者が果たすべき責任及び遵守する事項について定めるものである。当該産業廃棄物広域認定事業者認定証は、自再協ウェブサイトに掲載する。

2. 排出者は、次世代モビリティの引渡しを希望する場合、指定の申込みフォーム（次世代モビリティリサイクルシステム（以下「本制度」という。））を通じ、利用申込（利用費用の見積依頼、引取を行う収集運搬事業者への廃棄情報共有、場合により当該収集運搬事業者による買取実施（買取実施の場合は、排出者と当該収集運搬事業者間による売買契約となり自再協との関係は終了））を行い、約款に同意することにより契約が成立したものとみなす。その後、自再協から利用費用の見積回答を受領し、見積内容の同意により広域認定に係る専門事業者への委託が開始される。自再協は、これをもって次世代モビリティの所有権を取得すると共にその委託業務に関する一切の権限を有する。

3. 前項の利用申込にかかわらず、排出者が次世代モビリティの所有権等を有することを証明できない場合には、排出者は本制度を利用できず、本制度に関する契約は自再協により解除されることを、排出者は予め承認する。

第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義で本約款上特に定める他は、廃掃法において定めるところによるものとする。

- （1）「次世代モビリティ」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外のモビリティをいう。
- （2）「会員企業」とは、自再協の定款第10条第1項第1号から第3号までに規定される正会員、特別会員及び準会員のうち、本システムへ加入した者をいう。
- （3）「排出者」とは、自再協へ産業廃棄物である自再協会員企業の次世代モビリティを引き渡すモビリティ所有者、所有者同意の下、次世代モビリティの廃棄について委任された者をいう。
- （4）「収集運搬会社」とは、自再協から委託を受けて産業廃棄物広域認定制度（認定番号第327号）の認定に係る廃棄物の収集運搬を行う者をいう。
- （5）「処理施設」とは、自再協から委託を受けて産業廃棄物広域認定制度（認定番号第327号）の認定に係る廃棄物の処分を行う者をいう。

第3条（排出者の責任と義務）

排出者は、次世代モビリティの引取依頼を自再協に対して行う前に、引取基準に則し安全な運搬及び処理ができる状態とする。適切な状態でない場合、自再協は引取りを拒否することができる。

2. 排出者は、自再協ウェブサイト上での周知情報等（以下「周知情報等」という。）を確認し、本制度の仕組みについて十分に理解した上で、第1条第2項に基づく引取依頼を自再協に対して行うものとする。また、排出者は、本制度の利用にあたって、周知情報等の記載内容を遵守するものとし、引き渡す場合には、必要に応じて所有者確認書類と本人確認書類を提示しなければならない。提示がない場合、自再協は引取りを拒否することができる。なお、収集運搬会社への引渡し後は、原則として排出者への次世代モビリティ返却はできないものとする。

3. 収集運搬会社及び処理施設が当該車両の収集運搬及び処分業務を遂行するにあたって事故等が発生し、第三者（収集運搬会社及び処理施設を含みますが、これらに限られません。）が損害等を被った場合において、かかる事故等が、排出者による引取基準等の違反や虚偽申告その他排出者の責に帰すべき事由によって生じたものである場合は、排出者が当該損害等の賠償その他一切の責任を負担するものとする。

第4条（適正な処理のために必要となる情報）

自再協は、排出者が引取依頼を行った廃棄物を引き取るものとする。当該廃棄物の適正な処理のために必要となる情報は、以下のとおりである。

廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃油、廃アルカリ
名称	廃次世代モビリティ
性状	固体状
性状の変化	特になし
荷姿	バラ
通常保管状況下での腐敗、揮発等、性状変化	腐敗なし、揮発等なし、性状変化なし
混合等による変化	変化なし
取扱いの注意事項	マニュアル等に記載の注意事項を遵守
日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの有無	なし
その他	身体保護具等着用

第5条（収集運搬及び処理業務）

自再協は、収集運搬及び処分業務について廃棄物広域認定に係る専門の事業者に対して委託するものとし、当該事業者の名称・所在地等を自再協所定の管理票等に記載し、管理するものとする。

2. 自再協は、排出者から次条に定める自再協手数料、レッカー回収料金（回収を依頼した場合のみ）、運搬料金、処理料金等の支払いが行われたことを確認した後（排出者負担の場合のみ）、次世代モビリティを引き取るものとする。

第6条（各料金）

排出者が料金等の負担を要する場合は、自再協取扱手数料、レッカー回収料金（回収を依頼した場合のみ）、運搬料金及び処理料金について、自再協から請求額を提示し、当該金額を自再協指定銀行口座へ振り込む方法により支払い、銀行振込明細書等をもって領収書の発行に代えるものとする。

2. 支払いにあたって生じる振込手数料等は排出者の負担とし、排出者事由によるキャンセル（第1条3項に該当する場合も含む）、排出者による引取基準等の違反又は虚偽申告その他排出者の責に帰すべき理由において収集運搬会社が引取りを拒否した等の場合には、排出者は関連する一切の費用を支払う義務を負うものとする。また、契約成立後、排出者事由により取り消す場合、収集運搬会社による引取日（引取りを依頼した場合）前日までは、既に支払いが行われた費用から返却に要する振込手数料相当額等を差し引き返却、引取日（引取りを依頼した場合）当日の場合は、返却に要する振込手数料相当額等と引取りに要する費用相当額を差し引き、返却するものとする。

第7条（引取依頼・処理に関する進捗管理等）

排出者は、自再協に対して引取依頼を行った次世代モビリティの処理進捗管理（処理完了報告を含む）等について、排出者による引取依頼時に採番される管理票番号をもって、自再協に対する問合せ又は確認を行うことができるものとする。

第8条（免責）

排出者は、本約款に基づき引き渡した次世代モビリティに関し、自再協に対し金銭その他の請求や異議申し立て等を行うことはできない。

2. 排出者が、当該次世代モビリティの所有者でない場合、排出者は次世代モビリティの処理に関して次世代モビリティ所有者からの問合せ、抗議、異議、請求等に対し自ら対応しなければならないものとする。

第9条（秘密保持）

排出者は、本制度の運営にあたって業務上知り得た各々の情報について、次の各号に掲げ

る場合を除き、第三者に対して開示・漏洩及び本制度の目的以外のために使用しないものとする。

- (1) 各々が同意している場合
- (2) 各々の情報が既に公知又は公用となっている場合
- (3) 法令等又は裁判所の命令により開示が求められた場合

2. 本制度を利用する排出者は、自らが引き渡す収集運搬会社、処理施設、自再協会員企業に対して、自再協が当該排出者の情報を開示することにつき予め承諾するものとする。

第10条（反社会的勢力等の排除）

排出者は、自再協に対して、次の各号の事項を表明し、確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しておらず、将来も反社会的勢力と以下の一にでも該当する関係を有しないこと。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配すると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (3) 自らの業務委託先または下請けとして反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他本号①から④までに準ずる行為

第11条（契約の解除）

自再協又は排出者は、相手方が契約及び本約款上の債務を履行しない場合は、相当の期間を定めてその履行を催告の上、契約を解除することができるものとする。

2. 自再協又は排出者は、相手方において、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場

合には、なんらの催告を要することなく、直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 廃掃法その他関連法令に違反したとき
- (2) 関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停手続開始若しくは特別清算開始の申し立てをしたとき若しくは第三者がこれらの申し立てをしたとき、解散の決議をしたとき、又は裁判外の任意整理手続が開始されたとき
- (4) 手形又は小切手の不渡りを発生させたとき
- (5) 支払停止若しくは支払不能があったとき、又は金融機関等からの取引停止処分を受けたとき
- (6) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等を受けたとき、又は競売の申し立てを受けたとき
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (8) 営業を廃止したとき又は営業の全部若しくは一部を譲渡若しくは転貸したとき

3. 自再協は、排出者に前条第1号から第3号の規定に反する事実があった場合又は排出者が前条第4号の規定に違反した行為を行った場合には、なんらの催告を要することなく、直ちに契約を解除することができるものとする。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

当事者は、本約款又は引取契約に基づく地位及び権利義務を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しないものとする。

第13条（約款の変更）

関連法令の改廃、周辺の経済情勢、政策の変化その他自再協が合理的に必要と認めた場合、自再協は、ウェブサイトの利用その他適切な方法によって周知することにより、本約款の内容を変更することができるものとする。

第14条（契約の有効期間）

契約は、排出者が本約款に同意した時点からその効力が生じるものとし、排出者からの廃棄希望のキャンセル（第1条3項に該当する場合も含む）あるいは当該モビリティの最終処分が完了した時点で終了するものとする。

2. 契約が解約、解除その他の理由により終了した場合であっても、第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、本項、第15条及び第16条の規定は、引き続き有効に存続するものとする。

第15条（管轄裁判所）

本約款又は契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（誠実協議）

本約款若しくは契約に定めのない事項又は本約款若しくは契約について疑問が生じた場合には、その都度当事者間が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

制定 2025年1月1日